

『公務員をめざす人に贈る 行政法教科書』第1刷（2018年9月発行）において、誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

法律文化社

正 誤 表

該当箇所	正	誤
12 頁下から 9 行目	<u>政令</u> で定めるところにより、 <u>出入国在留管理庁長官</u>	<u>法務省令</u> で定めるところによ り、 <u>地方入国管理局長</u>
12 頁下から 6 行目、7 行目	<u>直江長官</u>	<u>直江局長</u>
35 頁下から 14 行目	行手法 2 条 <u>3 号</u>	行手法 2 条 <u>2 号</u>
36 頁下から 5 行目	住民基本台帳法 <u>22 条</u>	住民基本台帳法 <u>38 条 1 項</u>
36 頁下から 4 行目	最判平成 15 年 6 月 26 日判 時 1831 号 94 頁・ <u>地方自治 判例百選 15</u>	最判平成 15 年 6 月 26 日判時 1831 号 94 頁
37 頁上から 4 行目	最判平成 21 年 4 月 17 日民 集 63 卷 4 号 638 頁・ <u>百選 I 62</u>	最判平成 21 年 4 月 17 日判時 <u>2055 号 35 頁</u>
39 頁上から 12 行目	当該規定の適用の基礎	当該既定の適用の基礎
70 頁下から 13 行目	昭和 47 年 <u>10 月</u>	昭和 47 年 <u>12 月</u>
75 頁下から 13 行目	<small>こやだいらそん</small> <u>木屋平村</u>	<small>きやだいらそん</small> <u>木屋平村</u>
76 頁上から 3 行目	最判昭和 62 年 3 月 20 日民 集 41 卷 2 号 189 頁・ <u>地方自 治判例百選 51</u>	最判昭和 62 年 3 月 20 日民集 41 卷 2 号 189 頁
78 頁上から 1 行目	「 <u>正当</u> の理由」	「 <u>正当な</u> 理由」
78 頁上から 3 行目	最判平成 11 年 1 月 21 日民 集 53 卷 1 号 13 頁・ <u>地方自 治判例百選 43</u>	最判平成 11 年 1 月 21 日民集 53 卷 1 号 13 頁
83 頁下から 5 行目	公共施設の <u>整備</u> 改善	公共施設の <u>設備</u> 改善
104 頁上から 4 行目	高根町 <u>簡易水道</u> 条例事件	高根町 <u>水道水源</u> 条例事件
122 頁上から 7 行目	<u>理水</u> 機能	<u>埋水</u> 機能
132 頁上から 8 行目と 274 頁上から 20 行目	最判平成 27 年 12 月 14 日民集 <u>69 卷 8 号 2404 頁</u>	最判平成 27 年 12 月 14 日判時 <u>2288 号 15 頁</u>

154 頁上から 2 行目、 上から 11 行目	時機に <u>後</u> れた	時機に <u>遅</u> れた
158 頁上から 4 行目	行訴法 33 条 <u>2</u> 項	行訴法 33 条 <u>1</u> 項
158 頁下から 2 行目	行訴法 33 条 <u>1</u> 項	行訴法 33 条 <u>2</u> 項
217 頁下から 10 行目	ため池の堤とうに農作物を <u>植</u> <u>え</u> る	ため池の堤とうに農作物を <u>受け</u> <u>る</u>

記述の修正

該当箇所	正	誤
37 頁上から 2 行目	出生した子について、正式の出生届を出さずに、子の住民票の記載を求めても、それは	これについては
161 頁上から 18 行目	なお、無効等確認訴訟における補充性について判断した判例（「もんじゅ」判決：最判平成 4 年 9 月 22 日民集 46 卷 6 号 1090 頁・百選 II 181）の考え方は非申請型義務付け訴訟の場合にも同様に当てはまると考えられるため、私人に対する民事差止め訴訟の提起が可能である場合であっても、非申請型義務付け訴訟の提起は認められるべきと思われます。	なお、私人に対する民事差止め訴訟の提起が可能である場合であっても、非申請型義務付け訴訟の提起は可能であるとするのが判例（「もんじゅ」判決：最判平成 4 年 9 月 22 日民集 46 卷 6 号 1090 頁・百選 II 181）です。